

御殿場市立図書館条例(昭和56年御殿場市条例第28号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条及び第16条の規定に基づき、図書館の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、御殿場市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
御殿場市立図書館	御殿場市萩原580番地の2

2 図書館に分室を置く。

3 前項の分室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士岡地区図書館	御殿場市中山435番地の1

(指定管理者による管理)

第4条 御殿場市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、図書館(前条第2項に規定する分室を含む。以下同じ。)の設置の目的を達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に図書館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 法第3条各号に掲げる事項に関する業務
- 図書館の利用及びその制限に関する業務
- 図書館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- その他図書館の管理上、教育委員会が必要と認める業務

(供用日及び供用時間)

第6条 図書館の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。

名称	供用日	供用時間
御殿場市立図書館	1月4日から12月28日まで。ただし、毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。)及び特別整理期間(毎年冬季の5日間)を除く。	午前9時から午後9時まで
富士岡地区図書館	1月4日から12月28日まで。ただし、毎週日曜日、月曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び特別整理期間(毎年冬季の5日間)を除く。	午後1時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、供用日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは臨時に休館することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を禁止することができる。

- 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 管理運営上支障があると認められるとき。
- その他利用が不適当と認められるとき。

(利用の承認等)

第8条 図書館の利用について、別表左欄に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を与えないことができる。

- 施設、付属設備、展示物等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- 前条各号のいずれかに該当したとき。

(利用の承認の取消し等)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用承認者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用の承認を取り消し、若しくは変更し、又は利用を停止することができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用承認者が前条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 利用承認者が承認に付した条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定による利用の承認の取消し、変更又は利用の停止により生じた損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金)

第10条 利用承認者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者が別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、利用者に周知しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、教育委員会の定める基準に従い、その利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会の定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権譲渡等の禁止)

第13条 利用承認者は、利用の承認を受けた目的以外に図書館を利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 図書館を利用する者は、図書館の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、その利用した施設、付属設備等を、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第15条 図書館を利用する者は、故意又は過失により法第3条第1項に規定する図書館資料又は図書館の施設、付属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(図書館協議会の設置)

第16条 法第14条の規定により、御殿場市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 協議会の委員は、学校教育及び社会教育に関係する者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(複写の手数料)

第17条 著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項第1号に規定する図書館資料の複写に係る手数料は、御殿場市手数料条例(昭和58年御殿場市条例第39号)の規定にかかわらず、無料とする。

2 前項の規定により、図書館資料を複写したものの提供を受ける者は、当該複写に要する費用を負担しなければならない。

(教育委員会による管理)

第18条 第4条の規定による指定管理者の指定を行わないとき、又は御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年御殿場市条例第14号)第14条の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、教育委員会が図書館の管理を行う。この場合において、この条例中指定管理者に関する規定は、教育委員会に関する規定として教育委員会に適用があるものとする。

2 前項の場合における利用料金の取扱い等については、教育委員会は、これを使用料として取り扱うものとする。

3 前2項の管理の業務及び使用料については、教育委員会は、その自ら管理する業務の範囲及び期間並びに使用料の額を別に定める方法により周知しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第8条、第10条関係)

利用の承認を必要とする施設及び利用料金上限額

施設区分	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
御殿場市立図書館 会議室		700円	1,000円	1,500円	3,000円
御殿場市立図書館 和室		400円	500円	800円	1,600円

備考

- 1 入場料の類を徴収する場合又は営利を目的として利用する場合は、利用料金の200%相当額とする。
- 2 「入場料の類」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他入場する者から利用者が徴収する金銭等をいう。
- 3 管理上支障がない場合は、利用時間の延長を承認する。ただし、利用時間を超えた時の利用料金は1時間(1時間に満たない場合も1時間とする。)につき時間区分の1時間相当額とする。
- 4 市民以外の者(市内の事業所等に勤務する者を除く。)が利用する場合の利用料金は、当該利用料金(1及び3の加算する額を含む。)の150%相当額とする。
- 5 準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 6 特殊電気設備を設置したときの電気料等は、実費として徴収する。
- 7 利用料金は、附帯する備品の利用を含むものとする。